

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助制度

新たな販路開拓を目指す商工業者の皆さまへ

本市の商工業者が経営安定を図るため、新たな販売先や取引先の獲得を目指して国内で開催される商談会、展示会等へ出展する場合や特例事業として市が指定する物産展等に出展する場合に、その経費の一部を補助金として交付することを目的としています。

補助対象・要件等

【商工業者とは】… 商工会議所法（昭和28年8月1日法律第143号）の第7条に規定するもの又は商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）の第2条に規定するもの

【商談会・展示会等とは】… 国内で開催される販売を伴わない商談会、展示会等で、1日当たり15社以上の企業が出展し、新たな販路開拓につながるもの

【特例事業とは】… 都市交流を目的に市が指定する販売を伴う物産展等をいう（ただし、申請者の要件としては、商工業者販路開拓補助金の申請要件を満たす者のうち、市が別途公募等を行って書類審査等により選定した商工業者に限ります）

補助金の種類・金額・対象経費

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
商業者販路開拓補助金	商談会、展示会等に係る出展料（小間代及び備品借上料を含む） <u>注）過去に当該補助金を受けて出展した同一の商談会・展示会等の場合、補助金を受けることができません。</u>	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満は切捨て）ただし、上限10万円です。 なお、補助金の額が1万円未満の場合は交付しません。
商工業者販売促進補助金（特例事業）	都市交流を目的に市が指定する物産展等に係る出展料（小間代及び備品借上料を含む）及び参加者旅費（宿泊料を含む）	補助対象経費の3分の2以内（1,000円未満は切捨て）ただし、上限30万円です。

※商工業者販売促進補助金（特例事業）の申請対象者は、市が別途公募等を行って書類審査等により選定した商工業者に限ります。

※注1）上記の補助対象経費については消費税及び地方消費税を含みません。

※注2）補助金交付決定通知を受ける前に支払いを終えた経費は、補助対象経費から除外されます。（必ず事前に補助金申請を行い、補助金交付決定を受けてから出展料等は支払ってください。）

申請手続き等

【申請書及び提出書類】…

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（任意様式）、収支予算書（任意様式）
- ③誓約書（様式第2号）
- ④法人にあっては、登記事項証明書の写し
- ⑤市税、国民健康保険税（法人を除く）及び税外徴収金の滞納に係る同意書
- ⑥その他添付書類（詳細は、市商工・企業誘致課商工振興係へお尋ねください）



■申請書様式等は、八女市商工・企業誘致課、八女商工会議所、八女市商工会に備えております。八女市ホームページ (<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>) からダウンロードいただけます。

【八女市HP ⇒ 事業者向け ⇒ 融資・助成金】

申請に係る留意事項

- ①暴力団員による不当な行為を防止する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である場合、又はそれらと密接な関係を有している場合は補助対象外。
- ②宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業と認められる場合は補助対象外。
- ③申請時に個人にあっては、市内に住所及び事業所を有し、法人にあっては、市内に事業所を有して事業所の登記を行っていること。
- ④同一年度に、この補助金を受けていないこと。
- ⑤商工業者販売促進補助金（特例事業）の申請対象者は、市が別途公募等を行って書類審査等により選定した商工業者に限ります。
- ⑥申請者において、市税、国民健康保険税（個人のみ）及び税外徴収金等の滞納がないこと。（ほかに要件があります。詳しくは、下記へお尋ねください。）



お問い合わせ・相談

- ★八女市役所 商工・企業誘致課 商工振興係 (八女市本町647番地)
☎0943-24-9177
- ★八女商工会議所 (八女市本村425-22-2) ☎0943-22-5161
- ★八女市商工会 (八女市黒木町今1314-1) ☎0943-42-0153